

パブリック・コメントで提出された意見（原文）とそれに対する県の考え方（案）

案件名：高齢者や障害者等が利用しやすい建物とするためのバリアフリー基準の見直しについて
 意見募集期間：令和6年12月19日～令和7年1月8日
 意見等の提出件数：39件（15人）

【意見反映】 … 整備基準等に反映する意見（0件）
 【制度運用で対応】 … 手引への記載や周知の実施等により対応する意見（6件）
 【今後の検討課題】 … 今後の検討事項とする意見（15件）
 【既に盛り込み済み】 … 見直し案、現行の整備基準や他の制度で対応できている意見（10件）
 【賛同意見】 … 整備基準（案）と合致する意見（2件）

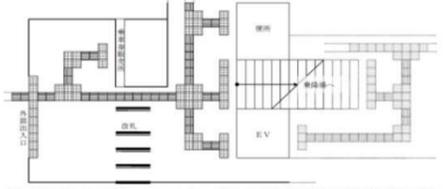
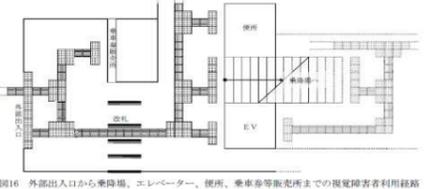
参考資料1

資料2 スライド番号	項目	意見	県の考え方（案）
2	トイレ	<p>(1)便所に係る整備基準 障害の有無に限らず、様々な年齢や身体的状況の人、親子連れなどが外出するにあたって、一般のトイレが狭いことから、多目的トイレを利用する人が増えていることは実感している。 これ自体は、ユニバーサルデザインの考えから自然なことであると感じる。 また、例えば車いす使用者を優先したとしても、複数の車いす使用者が参加・出席している場合や、開始前・終了後など利用が集中する状況を踏まえると、多目的トイレは多く必要である。 これらの現状から、今回の整備基準見直しと多目的トイレ増設に向けて、ぜひ進めていただきたいと願っています。</p>	<p>【賛同意見】 高齢者、障害者が利用しやすい特定施設の整備がより一層推進されるよう、引き続き福祉のまちづくり施策を推進してまいります。</p>
3	トイレ	<p>今回の福祉のまちづくり条例の改正について、2000㎡以上の共同住宅について、各階に1か所の共用便所や車いす対応の便所を設置するのは、無理があり不要である。 不特定多数の人が利用する施設については、今回の改正案について、同調できるが、目的が明確な共同住宅は賃貸、分譲に限らず、特定の方の利用に限定され、共用部分の1階に1か所設置していれば充分で、今回のように規制を設けると、メンテナンスや日常の清掃等に手間がかかりすぎて、施設全体のなかで過剰設備となります。共同住宅の用途に対して、各階に設置するなどの提案は見直ししてください。 また、その他の不特定多数の用途でない施設についても再考の見直しをしてください。</p> <p>1 2000㎡以上の共同住宅も対象になる記載だが、各階に、不特定多数利用便所、多機能トイレの設置は現実的ではないと考えます。</p> <p>共同住宅は、住戸居住者または、居住者への来客がほぼすべてではないでしょうか？居住者であれば住戸内部のトイレで対応ができるのではないのでしょうか？</p> <p>集会室など、共用スペースがあるフロアであれば、トイレの設置はまだ検討の余地があるかと思いますが、この場合も、使用者人数を考えると、1フロア1か所は検討の余地があるかと考えます。</p> <p>今回の福祉のまちづくりの条例改正について、2000㎡以上の共同住宅について各階に1か所の共用便所や車いす対応の便所を設置するのは無理があり不必要です、不特定多数の人が使う施設以外に便所を増やすことでメンテナンスや清掃に人手がいり無駄が増えるばかり、それだけでなく人手不足の昨今、行政もただ条例で縛るのではなく現実的な考慮した条例改正を望みます。</p> <p>今般の福祉のまちづくり条例に基づく特定施設整備基準の見直しにあたり、2,000㎡以上の共同住宅について「各階に1以上の車椅子使用者利用便房などの設置」を義務付けするのは、建設コストだけではなく、日々の清掃やメンテナンスなどの維持管理に関する問題や、適切な維持管理が行われない場合の犯罪発生可能性への懸念など、将来にわたり所有者、利用者に対して大きな負担増となる可能性が考えられます。特に高齢化等に伴う管理組合の問題等もある中、その見直しの趣旨は理解できますが、義務付けまでの規制ではなく、導入するとしても誘導基準程度までに留めるべきではないでしょうか。</p> <p>3. 上記を踏まえて、共同住宅の取扱いについて ①小規模な共同住宅（延べ面積2,000㎡以上） 1階：風除室、エントランスホール、管理人室（非常駐）、駐車場、駐輪場 2階～：住戸のみ の場合の不特定多数利用便所、車椅子使用者用便房の必要設置数について 不特定多数利用便所は、1階は告示第1074号第2第2号より、不特定多数の者等（多数の者）が利用する部分の床面積が著しく小さい階、又は不特定多数の者等（多数の者）の滞在時間が短い階に、2階以上は同告示、国住参建第3050号第1第2項（1）より、その他の建築物の管理運営上不特定多数利用便所を設けないことがやむを得ないと認められる階に、それぞれ該当し不特定多数の者等（多数の者）が利用する階から除外され、設置不要でよろしいでしょうか。そして、不特定多数利用便所が設置不要のため、車椅子使用者用便房も設置不要でよろしいでしょうか。 ②大規模な共同住宅（延べ面積2,000㎡以上） 1階：風除室、エントランスホール、管理人室（非常駐）、集会室、駐車場、駐輪場 2階～：住戸のみ の場合の不特定多数利用便所、車椅子使用者用便房の必要設置数について 不特定多数利用便所は、1階は不特定多数の者等（多数の者）が利用する階に該当、2階以上は①と同様で除外となり、1以上設置が必要となり、不特定多数利用便所も1以上設置が必要でよろしいでしょうか。</p>	<p>【既に盛り込み済み】 不特定多数利用便所を各階に1以上設置することを義務付ける基準には、「高齢者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階、高齢者等の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上高齢者等が利用する便所を設けないことがやむを得ないと認められる階」への設置義務を除外する規定を設けることとしており、この取扱いはバリアフリー法に準じたものです。 共同住宅の住戸部分は「不特定多数の者が利用する部分」には該当しない（参考：「福祉のまちづくり条例逐条解説—特定施設整備編—」p.17）ため、例えば 共同住宅の住戸のみの階は、原則として不特定多数利用便所の設置義務が除外される階に該当します。</p>

4	トイレ	<p>2 ホテルの場合も、宿泊室しか存在しないフロアに設置するトイレは、だれが使う想定でしょうか？世の中の通常の計画において、宿泊室のみしか存在しないフロアに、トイレの計画はほとんどされていません。</p> <p>追加で計画をする場合、客室が1室減になることは確実に、事業計画に影響が出ます。</p> <p>こちらも、共用施設等などの計画があり、不特定多数の利用するエリアがあればトイレの計画は通常だと思いますので、その場合は対応が必要になる、等の運用が現実的かと考えます。</p>	<p>【既に盛り込み済み】 不特定多数利用便所を各階に1以上設置することを義務付ける基準には、「高齢者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階、高齢者等の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上高齢者等が利用する便所を設けないことがやむを得ないと認められる階」への設置義務を除外する規定を設けることとしており、この取扱いはバリアフリー法に準じたものです。 ホテル等の客室は「不特定少数の者が利用する部分」となる（参考：「福祉のまちづくり条例逐条解説－特定施設整備編－」p.19）ため、宿泊室しか存在しない階は、原則として不特定多数利用便所の設置義務が除外される階に該当します。</p>
5	トイレ	<p>3 また、その他の用途の建築物でも、例えば当該階が倉庫のみ の場合はどのように扱うのでしょうか？</p>	<p>【既に盛り込み済み】 不特定多数利用便所を各階に1以上設置することを義務付ける基準には、「高齢者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階、高齢者等の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上高齢者等が利用する便所を設けないことがやむを得ないと認められる階」への設置義務を除外する規定を設けることとしており、この取扱いはバリアフリー法に準じたものです。 倉庫のみの階は、原則として不特定多数利用便所の設置義務が除外される階に該当します。</p>
6	トイレ	<p>①不特定多数利用便所（一般トイレ） ②車椅子利用者利用便房（多機能トイレ）について</p> <p>事務所・工場以外の施設用途は不特定多数の利用が見込まれる建物となっており各階にトイレの設置は理解できます。しかし事務所、工場については利用者が特定される施設であり、必ずしも必要とされない（使われない）可能性が高い状態となり建築主への負担が大きいものとなると思われます。 例えば工場用途であれば衛生上や生産ラインの問題からトイレの設置されない階があることは珍しくなかったり、貸事務所で1フロア200㎡×15階のビルであれば各階に多目的便所を設けることは建築主にとって非常に負担が大きいこととなります。</p> <p>「整備基準の各階に1以上（ただし、建築物の管理運営上設置しないことがやむを得ない階を除く。）」この文面のただし書きの「やむを得ない」の具体例をあげていただいて硬直的な整備基準とならないようお願い申し上げます。</p> <p>4 管理運営上設置しないことがやむを得ない階 の運用がどうなるのかの詳細が不明です。</p> <p>一般トイレ・多機能トイレについて、公共の交通機関の施設においては各階に1以上設置となっています。 電車の橋上駅や高架駅等については、ホームとコンコースの階が異なっており、この場合ホーム階・コンコース階、それぞれに設置する必要があるのでしょうか。ただしホーム階にも設置が必要となると、駅によってはお客様の滞留スペースが減少する等、お客さまに多大な不便を強いることとなります。そのため、整備基準には「ホーム階等は除く」等、鉄道事業者が設置しなくてもよいと分かるように記載をお願いいたします。 （「建築物の管理運営上設置しないことがやむを得ない階」がこれに該当するのかもしれませんが、そのときの解釈次第で設置しないといけない可能性があるため、具体的な記載をお願いいたします。）</p>	<p>【制度運用で対応】 今回の改正では、バリアフリー法と同じく床面積1,000㎡未満の階を小規模階と定義し、小規模階においては、その床面積の合計が1,000㎡に達することに車椅子利用者利用便房を設置すべきこととします。 例示の貸事務所では、3つ（5階ごと）の車椅子利用者利用便房の設置が義務付けられます。 また、「建築物の管理運営上設置しないことがやむを得ない階を除く。」に該当する場合は、バリアフリー法の取扱いに準じて、不特定多数利用便所の設置義務が除外されます。 今後、バリアフリー法に係る具体的な運用等が示された場合には、逐条解説やQ&Aへの解説の追加を検討します。</p>
7	トイレ	<p>1. 便所に係る整備基準 延べ床面積1千平米以上の建物に1つの整備は広すぎます。5百平米以上にしてください。</p>	<p>【今後の検討課題】 特定施設整備基準は、建物用途ごとの特性（バックヤードの大小、滞在時間の長短等）及び各バリアフリー設備等の利用者数等を考慮して定めています。 対象規模については、この観点に基づき、福祉のまちづくり検討小委員会における議論を踏まえ設定したものであり、案のとおりとします。 なお、いただいたご意見につきましては、今後の検討課題とします。</p>
8	トイレ	<p>不特定多数利用便所(一般用トイレ)は、車椅子利用者利用便房(多機能トイレ)と併用可能としてはいかがでしょうか</p>	<p>【既に盛り込み済み】 現行の基準において、車椅子利用者利用便房を設けた場合には、不特定多数利用便所（一般用トイレ）を設けたものとして取り扱っています。 この取扱いは今回変更するものではありません。</p>

9	トイレ	<p>まず第一に、今回の見直しは、時流に伴うこととして好ましい限りです。今後も時機をみてよろしく願いたいと思います。</p> <p>次に、見直し案の内容ですが、兵庫県の福祉のまちづくり条例他バリアフリー法との関連で行われていますのは適切だと思います。特にトイレ・駐車場・劇場等の客席の整備基準が主となっていますが、関係者（建築関係）の一人として言わせて頂くならば、従来の基準の強化に過ぎないと思います。いわば数字の変更では有りませんか。？高齢者や障がい者にとって快適な社会生活を過ごすためには必要不可欠なことではあります。いわば環境整備のことですが、根本的なことは、他人とのコミュニケーションがスムーズに行われれば環境基準云々はそれほど問題にはならないと思えますが如何でしょうか。？つまり、高齢者や障がい者等の問題を世間一般で理解し、互いに助け合っていくことこそ重要です。例えば環境整備が進んだとしても、現実的には、まだまだ課題が多くあります。高齢者や障がい者等に限定することなく、すべての人が快適に利用できることができているのでしょうか。？ 数字的に基準を順守した施設が増えることは素晴らしいですが、その場所をスムーズに見つけられるのでしょうか。？ 正直、現実的には探し廻っているのでは。？</p> <p>最後に提案として、物販店、ホテル等のトイレに設ける乳幼児設備・オストメイト設備が20,000㎡以上・10,000㎡以上に2以上という見直しですが、これをどちらも5,000㎡以上には出来ませんか。？というのも、他の基準がほとんど5,001㎡以下になっているので。</p>	<p>【今後の検討課題】 特定施設整備基準は、建物用途ごとの特性（バックヤードの大小、滞在時間の長短等）及びオストメイト設備等の利用者数等を考慮して定めています。 対象規模については、この観点に基づき、福祉のまちづくり検討小委員会における議論を踏まえ設定したものであり、案のとおりとします。 なお、いただいたご意見につきましては、今後の検討課題とします。</p>
10	トイレ	<p>1. 便所に係る整備基準 各バリアフリー便所に、ベビーベッドでなく、ユニバーサルベッドの設置が必要です。</p>	<p>【今後の検討課題】 大型ベッド（介護ベッド）の設置を義務付けることは、広い設置スペースが必要であるなど、施設所有者の負担が大きいか、使用後の大型ベッドが格納されないために車椅子使用者の便所の利用の妨げになっている事例があることから、一律に義務基準として定めることは困難と考えます。 しかし、適切な管理・運営の下、施設の用途や利用者のニーズにより特に設置が望ましいケースも考えられることから、「福祉のまちづくり条例 施設整備・管理運営の手引き（公益的施設編）」において介護用ベッドの設置を推奨しており、引き続き推奨事項として、設計者等への周知を図ります。 いただいたご意見につきましては、今後の検討課題とします。</p>
	トイレ	<p>○障害者用トイレに大型ベッド設置の件 神戸市及び神戸市関連施設では障害者トイレ内に大型ベッドの設置が整備されつつあり、且つバリアフリーマップ（Wheelog!）の情報も充実されて、設置場所の情報が身近にわかるようになり大変便利になりました事は大変有難いことです。 しかし民間施設では、大型ベッドの設置が進んでおりません。「バリアフリー法」や「福祉のまちづくり条例」に定められていないため設置の進展がないと推測いたします。 健全者はトイレを使うのに何に支障もありませんが、重度障害者は、オムツ交換に大型ベッドがないと大変困難です。これは障害者差別と考えられます。 障害者が安心して外出出来る様に「福祉のまちづくり条例」の条項の見直しをしてください。</p> <p>「高齢者や障害者等が利用しやすい建物とするためのバリアフリー基準の見直しについて」と謳いながら、車いす使用者トイレ（多機能トイレ）には、おむつ交換台に比べてどうして「大型多目的シート（大型ベッド）」が少ないのでしょうか？ 設備、設置基準は、あるのでしょうか？ 私は「大型多目的シート（大型ベッド）」をまだ使わないが、いずれは必要になる可能性も。それにオムツなどをしていいる障害者や高齢者なども、より外出しやすくなると思われます)</p>	
11	トイレ	<p>1. 便所に係る整備基準 障害者のみならず、ジェンダーレスの人にも、ストレスなくトイレが利用できるよう、案内ガイドや啓発を行ってください。</p>	<p>【今後の検討課題】 性的マイノリティの方のトイレ利用に伴う心理的負担軽減等の対応は、福祉のまちづくり条例の範囲を超えたものとなります。 国の動きも注視しつつ、県としての対応の方向を踏まえながら、行うべき取組を検討していきます。</p>
12	トイレ	<p>1. 便所に係る整備基準 便所までの通路、便所内部に、視覚障害者が利用しやすいための点字誘導ブロック、音声案内（トイレ内の機器の位置もわかりやすくガイド）などを必ず設置してください。</p>	<p>【今後の検討課題】 一定の規模以上の施設には、便所の位置を点字や音声案内等により視覚障害者に示す案内設備を設け、建物出入口から当該案内設備までの経路には点字ブロック等を敷設することを義務付けています。 また、「福祉のまちづくり条例 施設整備・管理運営の手引き」において便所内の設備の配置を説明する音声案内装置を設けることとしていることを推奨しており、引き続き推奨事項として周知を図ります。 いただいたご意見につきましては、今後の検討課題とします。</p>
13	トイレ	<p>1. 便所に係る整備基準 便所までの通路、便所内部に、聴覚障害者や知的障害者、弱視者にもわかりやすいピクトグラムを必ず設置してください。</p>	<p>【既に盛り込み済み】 一定の規模以上の施設には、便所等の配置を日本産業規格で定められたピクトグラムにより示した案内設備を設けることを義務付けています。 また、オストメイト対応設備や乳幼児設備を設けた便所に標識を設けることを義務付けており、その標識はピクトグラムとすることを「福祉のまちづくり条例 施設整備・管理運営の手引き」において推奨しています。</p>
14	トイレ	<p>・7 便所 「聴覚障害者が非常事態の発生を知ることができるよう、全ての便房や授乳室等で視認可能な光の点滅を設ける。」を追加。</p>	<p>【今後の検討課題】 「福祉のまちづくり条例 施設整備・管理運営の手引き」において、非常時の情報が、便所、浴室、授乳室等の個室を含め、館内の全てに行き届くよう、音声による一斉放送設備を設け、聴覚障害者に配慮し、非常事態の発生を知らせる点灯設備を併設することを推奨しており、引き続き推奨事項として周知を図ります。 いただいたご意見につきましては、今後の検討課題とします。</p>

15	駐車場	○障害者用車両の駐車スペースの件 障害者用車両の駐車スペースは普通車のスペースに比べ、横幅が大きく、乗降しやすくなっておりますが、最近の福祉車両は多様化され、後部よりスロープにて乗降するタイプが増えていきます。後部より乗降する時に、車を前に出さなくてはならず、はみ出すことで、他の走行車の妨げになる場合もあります。駐車場は横幅よりも後方スペースを長く取っていただきたいです。 現在は駐車スペース以外の、広い場所で乗降してから、駐車スペースに入れる事が増えてきました。	【今後の検討課題】 「福祉のまちづくり条例 施設整備・管理運営の手引き」において、車椅子利用者利用駐車施設の奥行寸法を600cm以上とすることを推奨しており、引き続き推奨事項として周知を図ります。
16	駐車場	車椅子利用者利用駐車施設は、できれば屋根付で施設まで雨がかからないように努力するとしてはいかがでしょうか	【既に盛り込み済み】 「福祉のまちづくり条例 施設整備・管理運営の手引き」において、車椅子利用者利用駐車施設から駐車場へ通ずる建築物の出入口までの通路及び施設の車寄せに、降雨時及び降雪時に備え、屋根又は庇を設けることを推奨しています。
17	駐車場	2. 駐車場に係る整備基準 障害者用駐車位置を入口付近のわかりやすい場所に設置してください。	【既に盛り込み済み】 車椅子利用者利用駐車施設の位置は、施設の出入口までの経路ができるだけ短くなる位置に設けることを特定施設整備基準に規定しています。
18	劇場等	(2) 劇場等の客席に係る整備基準 車いす使用者は視線の高さが低く、なおかつ素早い動きも難しいことが多い。 このことから、視線を遮られる経験をするのは多くある。 観劇等、舞台やスポーツ観戦の場面では、「十分に楽しめない」状況につながっている現状から、今回の見直しで、少しでも快適に楽しめるよう改善されると良いと感じます。	【賛同意見】 高齢者、障害者等が利用しやすい特定施設の整備がより一層推進されるよう、引き続き福祉のまちづくり施策を推進してまいります。
19	劇場等	3. 劇場等の客席に係る整備基準 バリアフリー席のみならず、違う席でも障害者が利用できるよう、通路の十分なスペースの確保など、ソフト面での対応が普及してほしい。 3. 劇場等の客席に係る整備基準 ホール内の段差をなくし、すべてスロープにする。	【その他】 建築計画における実現可能性を考慮すると、劇場内の全ての通路に車椅子で通行できる幅員の確保を義務付けることは難しいと考えます。 なお、劇場等の出入口から車椅子利用者利用区画までの経路については、段差を設けないことその他車椅子で通行できる仕様とすることを特定施設整備基準に規定しています。
20	劇場等	・15 固定観覧席 「(2) 集団補聴設備等の難聴者の聴力を補うための設備を設けるものであること。」について、対応人数が示されていない。 劇場等の客席の総数に応じて段階的に対応人数を増やす基準を打ち立ててください。 また、「音声認識による文字情報の提供を行うため、インターネット通信環境の整備をおこなう」を追加してください。 ※上記、第1をベースに記載しましたが、第2以降の整備基準においても反映してください。	【今後の検討課題】 対応人数の基準化に当たっては、劇場等で行われる演目等ごとの聴覚障害者の利用実態を把握する等の必要があることから、今後の検討課題とします。 なお、これまで条例上の義務として設ける集団補聴設備等は、ハード対応に限るものとしてきましたが、今回の見直しに合わせ、ソフト対応も認めるなど柔軟な運用を行います。これにより、必要な方に必要な対応が行きわたることを期待しています。 また、ソフト対応として、IT機器の貸出しも想定されるため、そのような場合には、インターネット通信環境の整備等にも配慮するよう建築主等への指導を行ってまいります。
21	ホテル等	・8 ホテル等の客室 (2) ホテル等にあつては、客の来訪及び非常時の情報を、点灯及び音声により知らせるための装置を備えた客室を1以上設けること について、「就寝時や、便所や浴室内からでも非常時の情報がわかるものとする」を追加。 また、客室の総数50室以上の規模となっているため、客室の総数により、段階的に設置数を増やす基準を打ち立ててください また上記によらず、「都度の設営が可能な機器により、上記と同様の情報案内整備が行える場合は、基準数を常備し、宿泊客の希望により設営すること。」を追加。	【今後の検討課題】 「福祉のまちづくり条例 施設整備・管理運営の手引き」において、非常時の情報が、便所、浴室、授乳室等の個室を含め、館内の全てに行き届くよう、音声による一斉放送設備を設け、聴覚障害者に配慮し、非常事態の発生を知らせる点灯設備を併設することを推奨しており、引き続き推奨事項として周知を図ります。 いただいたご意見につきましては、今後の検討課題とします。
22	その他	<公益的施設（公共の交通機関の施設を除く。）及び共同住宅等の施設に関する整備基準> ・3 廊下その他これに類するもの および ・4 階段に、 「高齢者等利用経路では、通行者同士の衝突を防ぐため、鏡の設置を行う」を追記	【今後の検討課題】 「福祉のまちづくり条例 施設整備・管理運営の手引き」において、廊下の曲がり角など視認性が悪い部分には、鏡を設置することを推奨しており、引き続き推奨事項として周知を図ります。 いただいたご意見につきましては、今後の検討課題とします。

23	その他	<p>・6 エレベーターその他の昇降機に、第2の6(2)(3)を追加 「モニター付きインターホン、もしくは、ネット環境の整備の上で、本人の端末利用による文字チャット（関西国際空港参考）や手話により、利用者と管制室が相互に連絡ができるものであること。 電話リレーサービスが使用できるよう、エレベーター内に管制室の電話番号を記載すること。 施工上、ネット環境の整備が難しい場合は、エレベーター内に非常用ボックスを設け、筆談用具を保管し、その旨非常用ボックスに明記すること。」を追加。</p>	<p>【今後の検討課題】 「福祉のまちづくり条例 施設整備・管理運営の手引き」において、エレベーターの籠内にモニター付きインターホンを設置することを推奨しており、引き続き推奨事項として周知を図ります。 いただいたご意見につきましては、今後の検討課題とします。</p>
24	その他	<p>市営地下鉄各駅の改札に入る誘導ブロック、現在は車いすの通る幅の広いゲートに誘導しているが、ここにはタッチするICカードの読み取り機がない。他のゲートに誘導ブロックを敷いていただくか、現在誘導ブロックを敷いているゲートに読み取り機を設置してほしい。 私自身の最寄り駅である長田駅（長田神社前）、通勤でよく使う大倉山・湊川で感じたことです。最近、車いす用として誘導ブロックを敷いている隣の改札ゲートの幅が広がったようですが、全ての駅がそうなったかどうかは分らない。他の鉄道会社も、本来車いす用の幅広ゲートに誘導ブロックが敷かれています。 視覚障害者・車いす使用者共に使いにくいゲートになっています。</p> <p>上記の原因は、「福祉のまちづくり条例逐条解説―特定施設整備編―」（別表第3の2）59ページに例示された図面に問題があると思われます。今回の改正で、例示図面の差し替えをお願いいたします。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>出入口から乗降場等まで誘導することを求める規定である。エレベーターは操作盤の正面、便所は触知案内板等の正面まで誘導する必要がある。</p>  <p>図15 外部出入口から乗降場、エレベーター、便所、乗車券等販売所までの視覚障害者利用経路</p> </div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> <div style="text-align: center;"> <p>出入口から乗降場等まで誘導することを求める規定である。エレベーターは操作盤の正面、便所は触知案内板等の正面まで誘導する必要がある。</p>  <p>図16 外部出入口から乗降場、エレベーター、便所、乗車券等販売所までの視覚障害者利用経路</p> </div> </div>	<p>【その他】 ご指摘の図では、上から順に、有人の幅広改札口、設置義務に基づく幅広改札口、通常改札口3つのレイアウトを示しています。 国の「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」では、視覚障害者誘導ブロックは有人改札口を経由して敷設することを標準的な整備内容としており、それに即した図面としています。</p>
25	その他	<p>②聴覚障害者の社会的障壁をなくす基準を打ち立ててください 今回提示されている見直し案については異議はありませんが、整備基準の全体を見ますと、聞こえない聞こえにくい私たちに必要な情報が必要な形で届くような基準が見当たりませんでした。 兵庫県は、阪神淡路大震災から30年を迎えますが、聞こえない聞こえにくい私たちに緊急時の放送や避難誘導の案内が届くようにはなっていません。 音声メインの社会では、日常でも危険に気付くことができません。 障害者権利条約、障害者差別解消法、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の目的と基本理念を踏まえ、福祉のまちづくり条例に以下の基準の追加を検討してください。</p>	<p>【今後の検討課題】 福祉のまちづくり条例では、高齢者、障害者を含む全ての県民がいきいきと生活できる福祉のまちづくりが推進されるよう、バリアフリー基準（特定施設整備基準）を規定し、適合を義務付けることで、社会的障壁の排除を目指しています。 特定施設整備基準には、聴覚障害者のために必要な施設整備に関する事項も規定していますが、いただいたご意見につきましては、今後の検討課題とします。 なお、「福祉のまちづくり条例 施設整備・管理運営の手引き」では、非常時を想定した整備と管理運営における推奨事項を掲載しており、引き続き推奨事項として周知を図ります。</p>
26	その他	<p>まず第一に、今回の見直しは、時流に伴うこととして好ましい限りです。今後も時機をみてよろしくお願いたします。 次に、見直し案の内容ですが、兵庫県の福祉のまちづくり条例他バリアフリー法との関連で行われていますのは適切だと思います。特にトイレ・駐車場・劇場等の客席の整備基準が主となっていますが、関係者（建築関係）の一人として言わせて頂くならば、従来の基準の強化に過ぎないと思います。いわば数字の変更では有りませんか。？高齢者や障がい者にとって快適な社会生活を過ごすためには必要不可欠なことではあります。いわば環境整備のことですが、根本的なことは、他人とのコミュニケーションがスムーズに行われれば環境基準云々はそれほど問題にはならないと思えますが如何でしょうか。？つまり、高齢者や障がい者等の問題を世間一般で理解し、互いに助け合っていくことこそ重要です。例え環境整備が進んだとしても、現実的には、まだまだ課題が多くあります。高齢者や障がい者等に限定することなく、すべての人が快適に利用できることができていのでしょうか。？ 数字的に基準を順守した施設が増えることは素晴らしいですが、その場所をスムーズに見つけられるのでしょうか。？ 正直、現実的には探し廻っているのでは。？ 最後に提案として、物販店、ホテル等のトイレに設ける乳容児設備・オストメイト設備が20,000㎡以上・10,000㎡以上に2以上という見直しですが、これをどちらも5,000㎡以上には出来ませんか。？というのも、他の基準がほとんど5,000㎡以下になっているので。</p>	<p>【制度運用で対応】 「心のバリアフリー化の推進」は、ハード整備の取組を補完するために重要であると認識しており、「福祉のまちづくり基本方針」に位置付けて取組を進めているところです。 機会を捉え、関係団体との連携強化及び福祉のまちづくりの普及啓発並びに情報発信などをより一層推進してまいります。 また、だれもが暮らしやすい、だれもが参加・参画できる「ユニバーサル社会」を推進するため、「ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例」及び「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」等に基づき、総合的・横断的に、各種施策に取り組んでまいります。</p>

27	その他	<p>まず第一に、今回の見直しは、時流に伴うこととして好ましい限りです。今後も時機をみてよろしくお願ひいたします。</p> <p>次に、見直し案の内容ですが、兵庫県の福祉のまちづくり条例他バリアフリー法との関連で行われていますのは適切だと思います。特にトイレ・駐車場・劇場等の客席の整備基準が主となっていますが、関係者（建築関係）の一人として言わせて頂くならば、従来の基準の強化に過ぎないと思います。いわば数字の変更では有りませんか。？高齢者や障がい者にとって快適な社会生活を過ごすためには必要不可欠なことではあります。いわば環境整備のことですが、根本的なことは、他人とのコミュニケーションがスムーズに行われれば環境基準云々はそれほど問題にはならないと思えますが如何でしょうか。？つまり、高齢者や障がい者等の問題を世間一般で理解し、互いに助け合っていくことこそ重要だと思います。例えば環境整備が進んだとしても、現実的には、まだまだ課題が多くあります。高齢者や障がい者等に限定することなく、すべての人が快適に利用できることができているのでしょうか。？数字的に基準を順守した施設が増えることは素晴らしいですが、その場所をスムーズに見つけられるのでしょうか。？正直、現実的には探し廻っているのでは。？</p> <p>最後に提案として、物販店、ホテル等のトイレに設ける乳幼児設備・オストメイト設備が20,000㎡以上・10,000㎡以上に2以上という見直しですが、これをどちらも5,000㎡以上には出来ませんか。？というのも、他の基準がほとんど5,000㎡以下になっているので。</p>	<p>【制度運用で対応】 障害者等が施設利用に際して事前に情報を入手できるようにするため、一定規模以上の施設を対象に、バリアフリー化の状況に関する情報を、原則としてインターネットで公表することを義務付けています。適切な管理運営は重要であることから、引き続き施設管理者等へ適切な管理運営及び情報の発信が行われるよう周知に取り組んでまいります。</p>
28	その他	<p>きこえない人、きこえにくい人にとって最大の課題は情報です。 災害時は、音声や音の情報がほとんどです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・TVは字幕表記できる機器（常時表示が好ましい） ・アイドラゴンの設置 https://www.astem-co.co.jp/eye-dragon/ ・文字表示できる機材の常設 https://udtalk.jp/ ・電光掲示板 https://connect.panasonic.com/jp-ja/products-services/ ・電話リレーサービスの常設 https://www.nftrs.or.jp/news/fy2023/im20240105 ・遠隔手話言語通訳 https://www.astem-co.co.jp/remote/ <p>こう言ったものを設置していただくとより情報得られやすいと考えます。 下記の連絡先も電話番号だけです。 送付先はFAX番号、メールアドレスが記載されていますように同じにするなど考えはないのでしょうか？ きこえない・きこえにくい人に対する配慮をもうひとつお願いします。</p>	<p>【今後の検討課題】 意見提出手続について障害の有無や種別に関わらず円滑に行えるよう配慮を進めます。 また、紹介いただいた事例については、今後の検討課題とします。</p>
29	その他	<p>①福祉のまちづくり検討小委員会に当事者委員を増やしてください 法基準の改正を踏まえて条例の基準を見直されていると思いますが、法基準からも取りこぼされ、いまだに安全かつ快適に利用することができない、不便で不平等な社会的障壁が存在しています。 また、国のバリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会では、当事者参画と心のバリアフリーが重視されているところですが、 条例の見直しにおいても、委員会の委員に当事者を増やし、生の声を拾い、全体的に幅広く丁寧に見ていく必要があると思います。</p>	<p>【その他】 将来的な条例・施行規則等の改正に際して、福祉のまちづくり検討小委員会を設置する場合の参考とさせていただきます。 なお、今回の見直し案作成に当たっては、車椅子使用者及びオストメイトの当事者並びに聴覚障害者支援団体及び子育ての支援団体などの意見を聴取しています。</p>
30	その他	<p>不特定多数利用便所、車椅子利用者用便房について、御教示下さい。 「高齢者や障害者等が利用しやすい建物とするためのバリアフリー基準の見直し案」（以下、「見直し案」という。）では、不特定多数利用便所、車椅子利用者用便房について、「各階に1以上」と記載があり、かなり強化されているようにも読めますが、下記よりそうではないと考えております。</p> <p>1. 不特定多数利用便所について 見直し案P5表中「各階に1以上（ただし、建築物の管理運営上設置しないことがやむを得ない階を除く。）」とあり、ただし書きについては、告示第1074号第2号と同義と考えてよろしいでしょうか（ただし書きの文言だけでは、告示第1074号第2号第1号を除き、第2号のみのように読めますが）。つまり、国住参建第3050号第1第2項（1）については除外できると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>【その他】 見直し案p.5の表中のただし書は、令和6年国土交通省告示第1074号の第2の各号と同義です。 すなわち、国通知第1第2項（1）の記載は、条例においても同様に運用します。</p>
31	その他	<p>2. 車椅子利用者用便房について 見直し案P6表中「各階に1以上」とあり、ただし書きはありませんが、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下、「令」という。）第14条第2項より同条第1項により設ける不特定多数利用便所の箇所数又は床面積により、車椅子利用者用便房の必要設置数を算定することから、条例についても法令通りと考えてよろしいでしょうか。つまり、不特定多数利用便所の設置の有無に関わらず又は告示第1074号第5第4号（参考資料1 バリアフリー法基準の改正を踏まえた福祉のまちづくり条例基準の改正の考え方とその内容P2に記載）に該当の場合でも、車椅子利用者用便房を各階に1以上設ける必要があるということではないと考えてよろしいでしょうか。また、条例では告示第1074号第5第1号及び2号は適用できないのでしょうか？</p>	<p>【その他】 条例における車椅子利用者用便房の設置の考え方は、告示の内容を含めバリアフリー法の取扱いに準じます。 すなわち、法第14条第1項の規定による便所（不特定多数利用便所）が設置されない階又は令和6年国土交通省告示第1074号第5第4号に適合する場合（小規模階としての設置基準に適合する場合）には、車椅子利用者用便房を各階に1以上設ける基準は適用されません。また、条例においても同告示第1074号第5第1号及び2号は準用できると考えていただいて差し支えありません。</p>